

# 千歳市公立小中学校事務職員連携会議規程

2004(平成16)年2月10日決定

2007(平成19)年3月16日一部改定

2010(平成22)年2月25日一部改定

2019(平成31)年3月14日一部改訂

## (目的)

第1条 この会は、学校事務の領域から小中学校教育の充実と発展を図ることを目的とする。

## (名称)

第2条 この会は、千歳市公立小中学校事務職員連携会議と称する。

2 この会の略称を千歳市学校間連携会議とする。

## (組織)

第3条 本会は、千歳市の公立小中学校に勤務する事務職員をもって組織する。

2 必要に応じて事務職員以外の出席を求めることができる。

3 役員として会長、事務局長を各1名、事務局次長各若干名を置く。

4 役員は総会において選出する。

5 会長は学校間連携会議の会議を代表し、会務を掌理する。

6 事務局長は会長を補佐し事務を処理する。

7 事務局次長は加配校より選出し、事務局長を補佐し、連絡調整及び庶務を処理する。

## (任期)

第4条 本会の役員の任期は4月から3月までの1年間とする。

ただし、再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

## (招集)

第5条 本会の会議は会長が招集する。

## (議事運営)

第6条 本会の議事運営は出席者の共通理解と全体合意で行う。

2 必要な場合は採決ができるものとし、出席者の過半数で決する。可否同数の時は会長の決するところによる。

## (業務)

第7条 本会は、目的達成のために必要な審議及び調査を行い、業務を遂行する。

尚、業務遂行のために各種委員会を設けることができる。